

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

道公安委員会規則

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則……………	1
○北海道留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則……………	8
○北海道留置施設視察委員会規則……………	8

道 公 安 委 員 会 規 則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第8号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定による不服申立てのうち、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項を定めるものとする。

(補正の命令)

第2条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律160号。以下「行服法」という。）第21条の規定による補正の命令は、補正命令書（別記第1号様式）を送付して行うものとする。

(質問の通知等)

第3条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の質問をしようとするときは、質問を受けるべき者に対し、質問通知書（別記第2号様式）を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の質問を行ったときは、次に掲げる事項を記載した質問結果録取書

を作成するものとする。

- (1) 再審査の申請の件名
- (2) 質問の日時及び場所
- (3) 質問を受けた者の氏名及び住所
- (4) 質問結果の概要
(物件の提出の通知等)

第4条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定による物件の提出の要求は、物件提出要求書（別記第3号様式）を送付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の物件の提出を受けたときは、提出物件目録（別記第4号様式）を作成するとともに、その副本を提出した者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた物件を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該物件の返還は、還付請書（別記第5号様式）と引換えに行わなければならない。

(検証の結果)

第5条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 再審査の申請の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果
(執行停止の通知)

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第34条第2項の規定による執行停止をするかどうかの決定をしたときは、執行停止（不停止）決定書（別記第6号様式）を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(執行停止の取消しの通知)

第7条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第35条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消書（別記第7号様式）を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(手続きの併合又は分離の通知)

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第36条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、手続併合（分離）通知書（別記第8号様式）を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(再審査の申請の取下げの通知等)

第9条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第39条の規定による再審

査の申請の取下げがあったときは、再審査の申請取下げ通知書（別記第9号様式）を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の再審査の申請の取下げがあったときは、法第230条第3項において準用する法第160条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。
（裁決の方法等）

第10条 法第230条第3項において準用する行服法第41条第1項に規定する裁決は、裁決書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書（別記第11号様式）を付して行うものとする。

3 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項ただし書に規定する公示の方法による送達は、公安委員会が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

4 公安委員会は、前項に規定する公示の方法による送達をしたときは、公示送達通知書（別記第12号様式）を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。
（申告手続き）

第11条 第2条から第5条まで、第8条、第9条並びに前条第1項及び第2項の規定は、公安委員会に対する事実の申告について準用する。この場合において、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第8条、第9条第1項並びに前条第1項及び第2項の規定中「法第230条第3項」とあるのは、「法第232条第3項」と、第3条第2項第1号、第5条第1号、第8条並びに第9条第1項及び第2項中「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、第8条中「再審査の申請人及び処分庁」とあるのは「事実の申告人」と、第9条第1項中「再審査の申請取下げ通知書」とあるのは「事実の申告取下げ通知書」と、前条第1項中「裁決」とあるのは「確認」と、「裁決書」とあるのは「確認書」と、前条第2項中「行服法第42条第2項又は第4項」とあるのは「法第164条第1項」と、「裁決書の謄本の送付」とあるのは「確認書の通知」と、「当該謄本に裁決書謄本送付書」とあるのは「確認結果通知書」と、「を付して」とあるのは「により」と読み替えるものとする。
（細目）

第12条 この規則に定めるもののほか、法に基づく公安委員会に対する不服申立てに関し必要な細目的事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条、第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 ☐

補 正 命 令 書

は、下記の事項について不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により、 年 月 日までに補正することを命ずる。

なお、期限までに補正された が提出されないときは、同法 の規定により、 を却下することがある。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3条、第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 印

質 問 通 知 書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により、下記のとおり質問するので、出頭（面会）されたい。

記

1 再審査の申請又は事実の申告の件名

2 質問の日時

3 質問の場所

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条、第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 印

物 件 提 出 要 求 書

についての の審理のために必要があるので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 の規定により下記のとおり物件の提出を求める。

記

1 提出を求める物件の名称及び数量

2 提出期限

3 提出先

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第4条、第11条関係）

				第 号
				年 月 日
北海道（ 方面）公安委員会				印
提 出 物 件 目 録				
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 の規定により、下記 のとおり を受領した。				
再審査の申請又は 事実の申告の 件名				
提出 者	氏 名			
	住 所			
提出を受けた 年月日				
目 録				
番 号	標 目	数 量	備 考	
取扱者 職 氏 名 印				
(提出者への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。				

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第4条、第11条関係）

				年 月 日
北海道（ 方面）公安委員会 殿				
住所 氏名				印
還 付 請 書				
下記の目録の物品の還付を受け、領収しました。				
目 録				
番 号	標 目	数 量	備 考	
取扱者 職 氏 名 印				

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 印

執行停止（不停止）決定書

についての つき、 年 月 日に申立て
のあった処分の執行停止について、下記のとおり執行停止をすること（下記の理由により執行停止をしないこと）としたので通知する。
記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 印

執行停止取消書

についての つき、 年 月 日にした執行停止の決定は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 の規定によりこれを取り消す。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第8条、第11条関係）

	第 号
	年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
手続併合（分離）通知書	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	の規定により、下記
のとおり	を併合（分離）したので通知する。
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第9条、第11条関係）

	第 号
	年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
再審査の申請	取下げ通知書
事実の申告	
下記の者からの	についての
下げがあったので通知する。	につき、
	年 月 日取
記	
再審査の申請人又は事実の申告人の氏名及び年齢又は名称並びに住所	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第10条、第11条関係）

裁 決 書		
平成 年 第 号		
住所		
再審査の請求（事実の申告）人 氏名		
年 月 日付けで申立てのあった再審査の請求（事実の申告）について、次のとおり裁決（確認）する。		
主	文	
理	由	
年 月 日		
北海道（ 方面）公安委員会 印		

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第10条、第11条関係）

第 号		
年 月 日		
殿		
北海道（ 方面）公安委員会 印		
裁決書謄本送付書		
確認結果通知書		
についての につき、 をしたの		
で、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により		
を送付する。		

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

北海道（ 方面）公安委員会 印

公 示 送 達 通 知 書

下記の者からの についての につき、 年
月 日公示の方法による送達をしたので通知する。

記

再審査の申請人又は事実の申告人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

北海道留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第9号

北海道留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

北海道留置施設視察委員会条例（平成19年北海道条例第3号）の施行期日は、平成19年6月1日とする。

北海道留置施設視察委員会規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第10号

北海道留置施設視察委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び北海道留置施設視察委員会条例（平成19年北海道条例第3号）第7条の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第2条 法第16条に規定する留置業務管理者（以下「留置業務管理者」という。）は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会（札幌方面の留置業務管理者にあっては札幌方面留置施設視察委員会を、札幌方面以外の方面の留置業務管理者にあっては当該方面の留置施設視察委員会をいう。以下この条において同じ。）の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具及び保護室の使用状況

- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
(10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
(2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
(3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(委員会に対する会議の招集)

第3条 道警察本部総務部留置管理課長又は各方面本部の警務課長は、必要があると認めるときは、道警察本部総務部留置管理課長にあっては札幌方面留置施設視察委員会の委員長に、各方面本部の警務課長にあっては当該方面の留置施設視察委員会の委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務を担当する課は、札幌方面留置施設視察委員会にあっては道警察本部総務部留置管理課とし、その他の委員会にあっては各方面本部の警務課とする。

(会議録)

第5条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は会議録に記載するものとする。

2 会議録は、委員会の庶務を担当する課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

